

発委第 1 号

八雲町議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項及び八雲町議会会議規則（平成17年八雲町議会規則第1号）第13条第2項の規定により提出します。

令和2年12月14日

提 出 者

議会運営委員会委員長 千 葉 隆

八雲町議会議長 能登谷 正 人 様

別紙

八雲町議会基本条例の一部を改正する条例

八雲町議会基本条例（平成 25 年八雲町条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
（町民参加及び町民との連携） 第 5 条 略 2～6 略 7 議会は、前 6 項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対する議会報告会を少なくとも年 1 回開催し、議会の説明責任を果たすとともに、広く町民の意見を聴取して議会運営の改善を図る。	（町民参加及び町民との連携） 第 5 条 略 2～6 略 7 議会は、前 6 項の規定に関する実効性を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対する議会報告会を少なくとも年 1 回開催し、議会の説明責任を果たすとともに、広く町民の意見を聴取して議会運営の改善を図る。<u>ただし、特別な理由により議会報告会の開催が困難な場合は、この限りでない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。